

令和5年国東市農業委員会 第5回(5月)総会議事録

1. 開催日 令和5年5月10日(水)午後2時～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 15名出席
4. 欠席委員 無
5. 議事日程
 - 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第28号 農用地利用集積計画について
 - 議案第29号 農用地利用配分計画について
 - 議案第30号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
6. 報告事項
なし
7. 協議事項
なし
8. その他
 - ・次回農業委員会総会予定

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和5年第5回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番 中島委員、2番 藤本委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号17番から22番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
徳丸委員	<p>農地所有の5反要件が撤廃され、今まで農業経営をされていなかった方が取得するケースが増えてきましたが、そういった方々は許可後はどのような作物を作付けされるのでしょうか。</p>
議 長	<p>具体的に、何番の案件をおっしゃっていますか。</p>
徳丸委員	<p>17番、18番です。</p>

事務局	<p>17 番については、営農計画書に水稻を作付け予定としています。18 番については、4 月になり福岡県志免町から移住された方で、前住所地志免町の耕作証明書の提出があり問題はないと判断しております。</p>
古田推進委員	<p>20 番について発言します。当農地で耕作するとありますが、本人は会社員ですが、親しい友人ですから許可後は必ず作付けするよう指導します。また、隣接地は、進入路と駐車場に転用するよう申請していますが、隣接地に 50 年くらい前に住宅を建てた時以来、歩いて入る道しかなく不便な状態であり、5 条申請についても問題ないと思います。</p>
議 長	<p>5 条については後で説明がありますので、3 条についてほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>先程、申請番号 6 番について古田推進委員から意見をいただきましたが、ほかに補足等あればお願いします。</p>
古田推進委員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>では、申請番号 7 番について難波推進委員からご意見等補足があればお願いします。</p>

難波推進委員	特にありません。
議 長	<p>議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について申請番号 6 番及び申請番号 7 番の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 28 号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	<p>議案第 28 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 28 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 28 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 29 号 農用地利用配分計画について説明をお願いします。</p>

事務局	(資料に沿って説明)
議長	<p>議案第 29 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 29 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 29 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 30 号 農地法の規定による非農地証明の交付について説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	<p>議案第 30 号 農地法の規定による非農地証明の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案番号 30 号 農地法の規定による非農地証明の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案番号 30 号 農地法の規定による非農地証明の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に報告事項について何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>

副会長	<p>次に協議事項について何かありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p> <p>これをもちまして、第5回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>
-----	---